

## 令和7年第22回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年11月20日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年11月20日(木) 午前11時15分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

### (委員)

教育長 伊藤 林太郎

委員 平岩 国泰

委員 大日方 邦子

委員 加藤 良太郎

委員 田丸 尚稔

委員 松本 理寿輝

### (事務局職員)

教育委員会事務局次長

篠原 保男

教育政策課長

齋藤 貢司

未来の学校担当課長

岡部 尚徒

学務課長

横手 麻理

教育指導課長

安部 忍

教育センター所長

間嶋 健

地域学校支援課長

山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福徳 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第40号 渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第41号 渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

## 報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）  
[資料1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]
- (2) 令和8年度区立幼稚園・幼保一元化施設入園申込状況について（学務課長）  
[資料2：令和8年度区立幼稚園・幼保一元化施設入園申込状況]
- (3) 区立中学校希望校調査書の集計結果について（学務課長）  
[資料3：区立中学校希望校調査書の集計結果について]
- (4) 令和7年度（上半期）放課後クラブ事故報告について（地域学校支援課長）  
[資料4：令和7年度上半期放課後クラブ事故報告集計]
- (5) 朝キッズ（朝の見守り事業）の実施について（地域学校支援課長）  
[資料5：朝キッズ（朝の見守り事業）の実施について]

## 議事運営等

- 令和7年第22回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に加藤委員を指名
- 未来の学校担当課長（堀江課長）が欠席
- 渋谷区教育委員会会議規則第3条の2に基づき松本委員がオンライン出席

## ■教育長報告要旨

- まず、11月8日に神南小学校・加計塚小学校にて今年度最後の運動会が行われた。今年度は、雨で延期する学校が複数あったが、大きな事故なく実施することができた。次に、11月8日に常磐松小学校にて創立100周年記念式典が、15日に代々木山谷小学校にて開校10周年記念式典が行われ、一部の教育委員に御参加いただいた。次に、11月9日には健康づくりレシピコンテストが服部栄養専門学校にて実施され、備蓄アレンジレシピをテーマに、約2600点の応募があったなかで、2次審査に進んだ子供達が実際に調理を行った。最優秀賞には、幡代小学校の児童と、松濤中学校の生徒が選ばれた。最後に、建て替え関係では、原宿外苑中学校・千駄谷小学校と、鉢山中学校・猿楽小学校の一貫校への建て替えにおける基本計画について、各地域のまちづくり協議会や町会連合会にて、地域の皆様に対して順次説明会を実施している。

## ◆議案第40号

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

### 一◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

- 議案第40号「渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、11月26日から開催される令和7年第4回区議会定例会に、本条例改正に係る議案が上程される予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。改正理由だが、委員等の旅費制度の見直しを行うため、条例の一部を改正する必要があるためである。新旧対照表をご覧いただきたい。右側が改正前、左側が改正後となる。まず、別表の関係条例の記載について、別表第2（第8条関係）を（第7条関係）に改正する。次に、別表第3（第8条関係）を（第7条関係）に改正する。また、別表について、旅費の種目について、車賃を廃止し、その他の交通費を新設、宿泊料を宿泊費に名称変更、日当と食卓料を廃止し、その他の経費見合いとして、宿泊手当を新設、交通費と宿泊費を一体とした、包括宿泊費を新設、入出国税などに充てる旅行

雑費を渡航雑費に名称変更する。また、それぞれの種目の額について、「副区長相当額」から、「渋谷区長等の給料等に関する条例に定める額」と改正する。区長等の給料等に関する条例についても、今回改正が予定されており、改正により区長、副区長の区分された規定がなくなり、全て「国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額」となる。施行日だが、令和8年4月1日施行としている。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第41号

渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第41号「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、11月26日から開催される令和4回区議会定例会に、本条例改正に係る議案が上程される予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。改正理由だが、教育長の給料の額の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要があるためである。新旧対照表をご覧いただきたい。右側が改正前、左側が改正後である。今回の改正は、2段階に分けて改正する。まず、上段の表、令和7年12月1日から施行する改正について説明する。第2条で教育長の給料の額を27,200円引き上げ、月額85万1千4百円に改正するとしている(改定率3.3%)。次に、第7条「期末手当」だが、100分の205を100分の210とし0.05月分引き上げ、年間4.15月分に改正する。次に、下段の表、令和8年4月1日から施行する改正について、説明する。右側が改正前として12月1日施行の改正が反映されたものである。左側が改正後、令和8年4月1日施行となる。第4条「旅費」だが、第2項は文言整理である。第3項では「旅費の額」を「副区長相当額」から「区長等の給料等に関する条例に定める額」としている。区長等の給料等に関する条例についても、今回改正が予定されており、改正により区長、副区長の区分された規定がなくなり、全て「国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職職員

等に支給される額に相当する額」となる。次に、第7条「期末手当」だが、100分の210を100分の207.5とし、先程説明した、年間4.15月分を支給回数2回で分けた月数分として規定している。

—◇質疑応答 -----  
○なし。

—◇議事結果 -----  
○原案どおり可決。

#### ◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について報告する。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が笹塚中学校から約90メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地に関する観点では、当該建築物の周辺には、同等の高さの建物が建築されていることから、建物より学校生活を俯瞰できる可能性は低いと判断される。次に(2)通学路に関する観点では、周囲は通学路に指定されていることから、事業者に対しては生徒の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び笹塚中学校と協議の場を設けることを確認している。以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が生徒の通学上の安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も生徒の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び笹塚中学校と協議の場を設けることを要望する旨を回答する予定である。

—◇質疑応答 -----  
○なし。

—◇議事結果 -----  
○了承する。

◆報告 2

令和 8 年度区立幼稚園・幼保一元化施設入園申込状況について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 2 に基づき学務課長が説明)

○令和 8 年度区立幼稚園・幼保一元化施設入園申込状況について報告する。令和 8 年度新入園児については、10 月 16 日及び 17 日の両日、入園を希望する幼稚園又は幼保一元化施設において申込みを受け付けた。まず、区立幼稚園の臨川・広尾幼稚園である。申込数は 4 歳児について、臨川幼稚園が 11 人、広尾幼稚園が 5 人であった。5 歳児については、臨川・広尾ともに 0 人であった。参考に、申込数の右の欄に 9 月 1 日現在の在園児数を記載しており、現在の 4 歳児の在園児数が、来年度 5 歳児にスライドしてくる予定である。区立幼稚園 2 園については、追加募集を随時実施しており、区ホームページ等で周知を図っている。次に、幼保一元化施設である。区長部局の保育課にて、申込みを受け付けているが、黄色の短・中時間の部分が、幼稚園に該当する部分である。4 歳児の短・中時間保育の申込数について、山谷かきのみ園が 3 人、千駄谷なかよし園は 0 人であった。備考欄にも記載しているが、5 歳児の短時間・中時間は、3 月時点で空きがある場合に追加募集を行う。また、長時間保育の申込は、11 月末まで募集を受け付けているため、いずれも棒線の表記となっている。こちらも参考に、申込数の右の欄に 9 月 1 日現在の在園児数を記載しており、各年齢の在園児数が、来年度一つ上のクラスにスライドしてくる予定である。

—◇質疑応答 -----  
○なし。

—◇議事結果 -----  
○了承する。

◆報告 3

区立中学校希望校調査書の集計結果について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 3 に基づき学務課長が説明)

○区立中学校希望校調査書の集計結果について報告する。本区では、中学校については、学校選択希望制をとっている。例年 8 月に、来年度中学校の新 1 年生

となる対象者宛てに希望校調査書を送付し、入学希望校の回答をお願いしている。対象者数は、1,487人で、そのうちの回答数は、1,315人であった。「入学者の想定数」が「学校の受入れ可能人数」を超え、抽選となる学校は、上原中学校、代々木中学校、原宿外苑中学校、松濤中学校の4校である。抽選は、11月28日に区役所14階の大集会室で実施する。2ページ目を御覧いただきたい。学校ごとの集計を示している。表については、左から順に、「通学区域の対象者数」「入学希望者数A」「Aの内数として、通学区域の指定校をそのまま選択した人数B」「Aの内数として、兄弟関係や調整区域を理由として他校から希望した人数C」（この「調整区域」とは、通学距離等を考慮して、指定校の変更ができる地域のことである。）、「Aの内数として、C以外で他校から希望した人数D」（抽選実施校の4校における抽選対象者の人数となる。）、「私立等の受験予定者E」「未回答者数F」「入学希望者数A」と「私立等の受験予定者数E」と「未回答者数F」が、全員この学校に入学することとなった場合の最大数G」である。受入れ可能人数については、備考欄にも記載しているが、1学級35人に、通学区域内からの入学者数等を勘案した学級数を掛けて算出した人数から、今後の転入者分の受入れ枠として、過去の実績から転入者の想定人数を差し引いた人数としている。また、入学者想定数は、Gの入学者最大数から、私立等への進学予定者数を除いた、実際に入学してくるであろう想定数である。「入学者想定数」が「受入れ可能人数」を超過している4校が抽選を実施する。この集計結果の表からは直接は読み取れないが、青山キャンパスと西原キャンパスの状況を報告する。青山キャンパスでの学校生活をスタートした広尾中学校と松濤中学校については、今年度の1年生とほぼ同じ状況で、広尾中学校についてはおそらく2クラス、松濤中学校については例年より少し希望数は多い状況だが、突出した大きな変化はない状況である。一方、来年度の夏休み明けに西原キャンパスに移転予定の代々木中学校については、今年度大きな変化が2点ある。1つ目が、代々木中学校の通学区域における希望校の状況である。例年だと、代々木中学校・上原中学校・原宿外苑中学校を選択する生徒の割合がほぼ1:1:1の割合だが、今年度は代々木中学校を選択する割合が高く、約2:1:1の割合となっている。2つ目が、通学区域外から代々木中学校を希望している状況である。例年だと、通学区域外から代々木中学校を希望する人数はそれほど多くなかったが、今年度は笹塚中学校と渋谷本町学園中学校の通学区域から代々木中学校を希望する割合がかなり高くなっている。以上のことから、青山キャンパスの開校やその後の安定的な運営により、仮設校舎へのネガティブイメージは少なくなり、西原キャンパスにアクセスしやすい地域については、特に、西原キャンパスへの期待が大きいことが伺える。3ページ目を御覧いただきたい。小学校については、令和4年度の入学者から学校選択希望制を廃止しているため、原則通学区域の指定

校への入学とし、8月に全ての家庭に入学指定校の案内を送っているが、指定校変更制度により提出された指定校変更願の集計結果を参考資料として添付している。表については、左から順に、「受入可能人数」「通学区域対象者A」「他校へ指定校変更を希望している人数B」「他校から指定校変更を希望している人数C」で、BとCは出入りの関係を表した数値になるので、合計数は一致する数値となっている。なお、小学校については、新中学1年生を対象とした希望校調査とは異なり、私立校等の受験予定については事前の調査をしていないので、一番右側の「合計」については、私立等の受験予定者も含まれているため、実際の入学者数は、この数値から私立校等へ進学する人数を除いた数値となる。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○西原キャンパスへの期待が大きいことの要因はなにが考えられるか。

(学務課長)

○西原キャンパスの広報の効果が出たのではないかと想定される。

(加藤委員)

○Dの数字が学校ごとの人気の指標のひとつとなるという認識で良いか。また、なぜその学校を選択したかの理由を聞くことはできるか。

(学務課長)

○Dの数字が他校から希望数になるため、選んでいる人が多いという指標のひとつとなる。今年度は建て替えの関係から、任意で学校選択理由のアンケートをとっている。約半数の方に回答いただき、理由について、学校の雰囲気や説明会での様子を選択する割合が高かった。

(加藤委員)

○選択理由を、中学校の特色づくりに活かせるとよい。

(大日方委員)

○各校の学校説明会について、実施日時は重複していなかったか。また、説明会には、保護者と子供が一緒に来るのか、それとも保護者のみの参加が多いのか。

(学務課長)

○複数校の学校説明会に参加できるように、中学校長会にて、可能な限り実施日

時が重複しないように依頼をした。説明会は、保護者と子供と一緒に参加することが多いように感じている。

(大日方委員)

○学校の特色で選んだのか、学校の雰囲気を選んだのか、説明会でのどのような説明が保護者や子供たちに響いたのかを分析すると良い。

(田丸委員)

○仮設校舎のネガティブなイメージを払拭できていることは素晴らしい。西原キャンパスにおいて希望数が多いと、遠いところからの通学も考えられるが、自転車の利用は想定しているか。

(学務課長)

○西原キャンパスにおいては代々木中学校と距離が近いこともあり、通学用の自転車利用は想定せず、部活動で移動が必要な生徒の自転車利用を検討している。

(松本委員)

○仮設校舎へのポジティブな受け止めを感じた。青山キャンパスに移動する神南小学校について、他校への希望が14名いるが、小学生だと通学距離が長くなることが関係しているか。

(学務課長)

○他校への希望数は例年とそれほど変わらないが、青山キャンパスに移動することと、通学距離が長くなることについて、保護者の方から御心配の声はいただいている。スクールバスなど通学支援については、適宜保護者の方に周知を図っていく。

(教育長)

○区立中学校進学希望者数は変化していないため、仮設校舎であるから区立に行かないといった影響はなかったことになる。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告4

令和7年度（上半期）放課後クラブ事故報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料4に基づき地域学校支援課長が説明)

○令和7年度(上半期)放課後クラブ事故報告について報告する。放課後クラブ事業は、民間事業者に運営を委託していることから、区として適切な運営や対応ができていないかを把握するため、令和元年度より首から上のけが、トラブルについては軽微なものも含め、保護者に受診をするようお願いし、けがのほか、体調不良等で救急搬送を要する場合も含めて報告を受けている。首から下のすり傷など軽微なけがについては、報告書の提出を求めている。事故発生時の対応については、児童の対応を優先して行い、併せて保護者へ連絡し、児童のお迎えの依頼、病院への受診について相談を行う。児童の状況や外傷の状況により、必要に応じて救急車の要請や学校の協力を得て対応を行うこともある。発生件数の合計は20件で、令和6年度の同時期より22件の減となっている。事故件数減少の要因として、まず、今年の夏は、連日熱中症警戒アラートが発表されるなど、大変な酷暑であった。そのため、熱中症対策の一環で、校庭での活動を控えるとともに、代わりに、体育館や特別教室など、室内で活動をしていた。また、各社のエリアマネージャーを集めた連絡会の際に、過去に発生した事故情報に関する情報共有を行っている。事故が発生した場合、個々の事案について、各社に再発防止策を検討・報告させている。このような要因により、事故件数の減少に繋がっていると認識している。学年別の件数は、1学年から3学年までが大半を占めており、利用人数に比例して、けがの発生件数も多い傾向となっている。発生場所については、校庭が一番多くなっており、9件で全体の45%を占めている。受傷部位については、記載のとおりである。首から上の受傷については、軽微なものも報告させている。事故の内容は、委託事業者が事故対応した状況と保護者から後日聞き取りした内容を報告書として区に提出されている。児童単独によるけがが12件、複数人が関係したけがが8件となっている。3日以上通院が必要となったけがは6件、内訳は、骨折・ひびが3件、切り傷が2件、靭帯損傷が1件であった。入院が必要となったケースは1件、救急車による搬送は0件であった。児童の見守りについては、校庭、クラブ室やほかの教室でも必ず1人以上の指導員が行っているが、児童の安全確保に向け、年5回の委託事業者連絡会などの機会を活用し、安全確保の再確認や注意喚起を行っていく。

—◇質疑応答

(平岩委員)

○事故が減少したことは良いことである。校庭での事故が多いことについては、外遊びは子供たちにとって必要であるので、重点的に事故防止対策をお願いしたい。また、夏の暑さ対策について、学校施設の活用を進めていくことは重要である。青山キャンパスに神南小学校が入る際には、中学生の部活によるグラ

ウンド利用を考慮しつつ、元気に過ごすことができる環境づくりを進めていただきたい。

(教育長)

○青山キャンパスについては、運動場以外の活動について、安全確保に留意しつつ慎重に進めていきたい。

(加藤委員)

○外遊びに関連するが、遊具は子供たちの発育に対してどのような役割があるのか。

(教育指導課長)

○鉄棒など遊具を使った運動遊びを通して、筋力などが育つ。

(大日方委員)

○色々な姿勢の中でバランスを取る力は、小学生の頃の遊びを通じて育つ部分がある。手を使って運動することは、自然な環境ではなかなか機会がないため、意識して機会を増やすことが必要である。

(松本委員)

○N○. 2やN○. 15など、児童同士の喧嘩によるけがの対応方法は。

(地域学校支援課長)

○児童同士で遊んでいる際に、会話の中でいざこざが発生し、叩くなどのけがが発生した。完全に防ぐことは難しいが、委託事業者には、日々の外遊びでの注意掛けや声掛けの実施を指導している。

(教育長)

○生活指導の面を委託事業者だけに任せるのは難しい。注意掛けが必要な児童について、学校との情報連携を行っているか。

(地域学校支援課長)

○要配慮児童については、放課後クラブと学校で情報共有を行い、必要に応じて加配などを行っている。

(松本委員)

○教育委員会や運営事業者などで学び合いができればと思う。保育園などでは、

臨床心理士が巡回指導を行い、子供たちの様子を理解するサポートとしていることもあるため、放課後クラブについても必要に応じて検討していただきたい。

(平岩委員)

○スタッフがけがをするというケースもあると思う。事故を防ぐことに加え、スタッフ自身の安全確保も重要である。来年以降研修などにその観点を含めていただけると良い。

—◇議事結果 -----

○了承する。

#### ◆報告5

朝キッズ（朝の見守り事業）の実施について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料5に基づき地域学校支援課長が説明)

○朝キッズ（朝の見守り事業）の実施について報告する。「1 目的」であるが、事業目的として、保護者が子供の登校時間より早く出勤する必要があるなどの事情により、朝、子供だけで過ごさなければならない時間がある家庭等のため、小学校の始業開始前に、学校内で子供たちが安全・安心に過ごすことができる居場所を提供し、保護者の就労継続と家庭の負担軽減を図るものである。次に、「2 実施内容」である。事業開始は令和8年4月1日となる。実施校、対象児童としては、区立全小学校の1年生から6年生のうち希望する児童となる。見守り場所・時間は、平日・土曜については朝7時30分から入室時間まで、長期休業期間については朝7時30分から8時までとなる。場所は体育館を開放し、自習・読書・交流など、可能な限り、児童の希望に沿って過ごせるよう整備する。見守り体制は、平日・土曜がシルバー人材センターの会員が、各校3名体制で見守る。長期休業期間は放課後クラブ運営事業者が見守る。プログラム提供については、朝の時間を有意義に過ごすことができるよう、希望する児童は平日に事業者が提供する運動系・文化系のプログラムに参加できる。次に、「3 利用登録方法」については、利用希望者は、事前に放課後クラブA会員又はB会員の登録を行う。最後、「4 スケジュール」だが、来月から1月を目処に、在校生保護者・新入学児保護者に案内し、3月に利用登録を受け付け、4月から事業開始となる。

—◇質疑応答 -----

(教育長)

○全国や都内のいくつかの自治体で朝の預かりについて導入しているが、渋谷区

においても来年度から全校で実施をしたいと考えている。見守り人員としてシルバー人材センターに依頼をし、せつかく朝早くに学校に来ているならば事業者と連携しプログラムを実施できればと思う。

(大日方委員)

○現在の入室可能時間は。

(地域学校支援課)

○各学校によって異なるが、午前8時から8時20分の間である。

(大日方委員)

○現状、入室までの時間を児童たちはどのように過ごしているか。

(地域学校支援課)

○原則入室時間に合わせて登校いただいているが、教室前や校庭などに待機している児童も見受けられる。

(大日方委員)

○朝の見守り事業開始前においても、学校には可能な限り子供たちの安全確保に努めていただきたい。

(加藤委員)

○事業開始のきっかけは。

(地域学校支援課)

○子供たちの朝の時間の過ごし方については、全国的な社会問題である。都内でも導入している自治体もあり、渋谷区でも導入して欲しいというニーズがあったため、検討を開始した。

(教育長)

○小学校1年生の保護者にとって、多くの保育所が午前7時30分から開いている中で、現在の入室時間と保護者の出勤時間とのギャップが生じている。他の自治体では、数校だけモデル校として導入したり、1年生のみを対象としたりしている取組が多い。渋谷区では全校・全学年で導入するため、運用後に分かる課題もあると思う。

(平岩委員)

○出欠確認は行うのか。また、4月開始ということだが、3月に予行演習などをしたほうが良いのではないか。最初の段階では一度に様々なことを始めるのではなく、安全確保を第一とし、徐々にプログラムの展開などを進めてほしい。

(地域学校支援課)

○出欠管理は現時点では検討していない。体育館を自由に使用してもらうという想定である。次に、予行演習については、3月にシルバー人材センターの会員と教育委員会で、動線の確認などを全校で実施できればと考えている。プログラム内容についても、集中力の低下など、授業への影響を考えた上で、放課後クラブの時間などを利用して試験的に実施する予定である。

(田丸委員)

○朝の短時間の運動について、集中力を高める効果もある。ただし、内容によっては疲れすぎてしまう可能性がある。学校で体育の授業がある日もあるので、学校との連携が必要ではないか。

(地域学校支援課)

○授業との兼ね合いについては、学校や運営事業者と連携し、検討していきたい。

(教育長)

○日々の体育の授業の連携は難しいかもしれないが、運動会の予行練習の日は控えるなどは可能かもしれない。基本的には児童の希望や判断に任せたい。

(田丸委員)

○子供たちが熱中しすぎる可能性もあるため、必要に応じて運営事業者がプログラムを調整できると良い。

—◇議事結果 —————

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎